

栄養管理状況報告書における特定給食施設の災害時の 給食・栄養管理対応に関する把握状況

Status of Grasping Food and Nutritional Management Responses at Specified Food Service Facilities in the Event of a Disaster in the Nutritional Management Status Report

丹羽みなみ¹、久保彰子²
Minami NIWA¹, Akiko KUBO²

¹ 千葉県船橋市健康福祉局健康部健康づくり課

Health Promotion Section, Health Department, Health and Welfare Bureau, Funabashi City, Chiba Prefecture

² 女子栄養大学

Kagawa Nutrition University

要約

自治体が特定給食施設等に求める栄養管理状況報告書における災害時対応に関する項目の記載有無および項目内容について、都道府県、特別区、保健所設置市の157自治体の栄養管理状況報告書を調査した。災害時の対応に関する項目がない自治体は13自治体(8.3%)で、1項目以上の記載がある自治体は144自治体(91.7%)であった。項目の「非常用備蓄の有無」(99.3%)と「災害時の対応マニュアルの有無」(93.1%)を多くの自治体が記載していた。災害救助法の適用状況別に群分けし、項目を比較した結果「災害時の対応に関する連携または協定の有無」で有意な差がみられた。特定給食施設指導について、施設種類や施設規模別の状況に応じた支援や、訓練や研修の必要性を伝え、実施を促す支援が必要と考えられた。さらに、自治体の地域防災計画等に特定給食施設等への支援を位置付けることが望ましいと考えられた。

キーワード：栄養管理状況報告書、特定給食施設、災害時の食支援、非常食

Summary

We surveyed the nutrition management status reports of 157 prefectures, special wards, and cities with public health centers regarding the presence or absence of items related to disaster response in the nutrition management status reports required by local governments for specified meal preparation facilities, etc., and the content of the items. Thirteen municipalities (8.3%) had no items related to disaster preparedness, and 144 municipalities (91.7%) had at least one item in their reports. Many municipalities listed “availability of emergency stockpiles” (99.3%) and “availability of disaster response manuals” (93.1%) as items. When items were grouped by the application status of the Disaster Relief Law and compared, a significant difference was found in the “existence of cooperation or agreement regarding disaster response” by application status. Regarding guidance for specific meal service facilities, it was considered necessary to provide support according to the situation by facility type and facility size, as well as to communicate the need for training and training and to encourage implementation. Furthermore, it was considered desirable to position support for specific meal service facilities in the local government’s regional disaster prevention plan, etc.

Keywords: *nutrition management status report, Specified food service facility, Food assistance in times of disaster, Emergency food*

1. はじめに

近年日本では毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生している。東日本大震災におけるマグニチュード9.0の地震やこの地震に伴って発生した巨大な津波は、東北地方の太平洋沿岸部をはじめとする各地を襲い、ライフラインの途絶、交通網の遮断等により、普段当たり前に入手している食料や水が不足するという事態が発生した。なお、発災時も特定給食施設は、原則、施設利用者へ給食を提供しなければならない。そのためには、災害時に備え、平常時から入所者等の給食提供や栄養管理に関し、準備をしておく必要がある。保育所を対象とした先行研究では、非常食対応マニュアルが整備されていた施設は、震災後、給食提供を早期に再

開した施設が多かったことから、非常食対応マニュアルの有用性が示唆されている¹⁾。

保健所栄養指導員は平常時、健康増進法に基づき、特定給食施設の施設管理者及び管理栄養士・栄養士に対し、適切な栄養管理に関する指導を行っている。また、栄養管理状況報告書は、都道府県及び特別区、保健所設置市が、特定給食施設等の栄養管理状況を把握することを目的に、施設の設置者又は管理者に毎年、求めている。なお、令和2年3月31日付け厚生労働省健康局健康課長通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」²⁾には、健康危機管理対策の一環として、保健所栄養指導員は、特定給食施設に対し、災害等に備えた食料備蓄を確保するよう促すことや、災害等発生時

責任著者：久保彰子

E-mail:kubo.akiko@eiyo.ac.jp 〒350-0288 埼玉県坂戸市千代田 3-9-21

女子栄養大学公衆栄養学研究室

2023年8月30日受付；2023年12月21日受理

Received August 30, 2023; Accepted December 21, 2023

でも適切な食事が供給されるよう、特定給食施設が担う役割を整理し、施設内及び施設間の協力体制の整備に努めることと通知されている。また、日本公衆衛生協会「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」では、保健所栄養指導員は災害時において、給食施設の被災状況の把握、給食状況が困難な施設等への支援を示唆しており、平常時の準備として、保健所栄養指導員は、特定給食施設指導において、管轄する給食施設の非常食備蓄状況を把握し、必要な整備がされるよう助言すること、施設内の災害時対応マニュアル等が整備されているか把握し、マニュアル等を施設内で周知するよう助言することが必要であると記載されている³⁾。さらに、令和3年度の介護報酬改定において、感染症や災害への対応力強化が示され、介護施設および事業所における業務継続計画（BCP）の策定や、研修及び訓練の実施が義務付けられた⁴⁾。また、介護施設および事業所の他、児童福祉施設向けの「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」が示されるなど^{5,6)}、発災時においても重要な事業を中断させないあるいは可能な限りの短い期間での復旧が求められている。

特定給食施設に対する災害時対応の支援に関し、自治体を対象に調査した先行研究は、地域防災計画やガイドライン、マニュアル等に「特定給食施設等への支援」が記載されている自治体は7.3%といった結果が示されているが⁷⁾、自治体が求める栄養管理状況報告書における災害時対応に関する研究は、筆者が検索した範囲では認められない。そこで本研究は、自治体が特定給食施設等に求める栄養管理状況報告書における災害時対応に関する項目の記載有無および項目内容を調査し、保健所栄養指導員による特定給食施設指導を活用した平常時の特定給食施設等の災害時対応の支援について検討することを目的とした。

2. 方法

(1) 調査対象

2022年5月1日現在、都道府県、特別区、指定都市、中核市、政令市（全157自治体）の栄養管理状況報告書を対象とした。2022年5月末時点における対象自治体の栄養管理状況報告書をウェブ上で入手した。ウェブ上で入手できなかった4自治体については、栄養・健康づくり主管課の担当者へ電話し、調査趣旨を説明のもと、災害時対応に関する項目の有無や内容について聞き取りまたは報告書様式の提供を依頼した。

(2) 調査方法

収集した栄養管理状況報告書から災害時対応に関する項目の記載を抽出した。災害時の対応マニュアルや非常用備蓄等の有無を問う項目を大項目として整理した。また、大項目について、災害時の対応マニュアルの作成または改正時期や災害時の対応マニュアルを施設内で共有しているか、災害時の対応マニュアルの見直し頻度といった詳細について問う項目を小項目として整理し、大項目と関連がある小項目を区分ごとに集計した。

(3) 解析方法

災害時対応に関する大項目の記載の有無および小項目の記載の有無について、災害救助法の適用状況別に群分けし、比較を行った。災害救助法の適用状況⁸⁾は、対象期間を平成23年3月11日から令和4年3月31日までとし、「適用有り」、「適用無し」の2群に分類した。比較は χ^2 検定によって行い、期待度数5未満のセルが20%以上あった場合には、Fisherの正確確率検定による

結果を採用し、有意水準は5%（両側検定）とした。統計解析ソフトは、IBM SPSS Statistics27（日本アイ・ビー・エム株式会社）を用いた。

(4) 倫理的配慮

本研究は自治体の栄養管理状況報告書における特定給食施設の災害時の対応に関する項目の記載状況を分析対象としており、人を対象としていないので、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用範囲ではない。なお、調査の実施にあたっては、ウェブ上で公表されている資料を用いたが、電話調査では、調査の目的および自治体が特定される集計や報告は行わない旨、調査結果は論文等で公表する旨を説明し、回答をもって調査への同意とした。

3. 結果

(1) 回収率

全国の保健所設置市157自治体のうち、全157自治体の栄養管理状況報告書または栄養管理状況報告書に記載されている災害時の対応に関する項目を入手することができた（回収率100%）。

(2) 基本属性

保健所設置主体別は、157自治体のうち、「都道府県」は47自治体（29.9%）、「指定都市・特別区」は43自治体（27.4%）、「中核市・政令市」は67自治体（42.7%）であった。

災害救助法の適用状況は、157自治体のうち、対象期間中（平成23年3月11日から令和4年3月31日まで）に災害救助法の適用「有」は105自治体（72.9%）、適用「無」は39自治体（27.1%）であった。

(3) 災害時の対応に関する項目の記載状況

1) 大項目の記載状況（表1、表2）

栄養管理状況報告書において、災害時の対応に関する大項目を表1に示す。大項目は、「災害時の対応マニュアルの有無」、「災害時の連絡体制の有無」、「災害を想定した訓練または災害時の対応に関する研修の有無」、「災害時の対応に関する連携または協定の有無」、「非常用備蓄の有無」、「災害時の献立の有無」の6項目であった。これらの6項目の大項目の記載の有無を集計した結果を表2に示す。災害時の対応に関し、全く項目がない自治体は13自治体（8.3%）であった。また、大項目の6項目うち、すべての項目がある自治体は2自治体（1.3%）で、5項目は15自治体（9.6%）、4項目は36自治体（22.9%）、3項目は69自治体（43.9%）、2項目は22自治体（14.0%）、1項目は0自治体（0.0%）であった。

2) 大項目および大項目に関連する小項目の記載状況（表3）

栄養管理状況報告書における災害時の対応に関する大項目に関連する小項目の記載の有無と実際の項目例を表3に示す。大項目が1項目以上記載されている144自治体のうち、6つの大項目に関し、さらに詳細を問う小項目について集計した結果は、「災害時の対応マニュアルの有無」に関する項目が記載された134自治体のうち、作成時期や更新等の小項目が記載された自治体は30自治体（22.4%）、「災害時の連絡体制の有無」に関する項目の小項目が記載された自治体は0自治体（0.0%）、「災害を想定した訓練または災害時の対応に関する研修の有無」に関する項目が記載された15自治体のうち、実施回数や実施体制等の小項目が記載された自治体は6自治体（40.0%）、「災害時の対応に関する連携または協定の有無」に関する項目が記載された93自治体のうち、協

定先の名称等の小項目が記載された自治体は18自治体(19.4%)「非常用備蓄の有無」に関する項目が記載された143自治体のうち、さらに備蓄量や備蓄場所等の小項目が記載された自治体は110自治体(76.9%)、「災害時の献立の有無」に関する項目が記載された83自治体のうち、日数や食種等の小項目が記載された自治体は19自治体(22.9%)であった。

3) 災害救助法の適用状況別の大項目および小項目の記載状況(表4)

大項目が1項目以上記載されている144自治体のうち、災害救助法の適用「有」の105自治体(72.9%)と「無」

の39自治体(27.1%)に群分けし、6つの大項目及び大項目に関連する小項目の記載状況を比較した結果、大項目は「災害時の対応に関する連携または協定の有無」は災害救助法の適用「有」の方が「無」の方より有意に項目を記載している自治体が多かった($p<0.01$)。その他の5項目については、災害救助法の適用「有」と「無」で有意な差はみられなかった。また、大項目に関連する小項目との関連では、「非常用備蓄の有無」に関連する小項目の記載が、災害救助法の適用「有」の方が「無」の方より有意に項目を記載している自治体が多かった($p<0.01$)。

表1 大項目の分類表

大項目	実際の項目例*
災害時の対応マニュアルの有無	災害時等の食事提供マニュアル, 災害時マニュアル, マニュアルの作成
災害時の連絡体制の有無	緊急連絡網の整備, 連絡網, 非常時連絡指示体制
災害を想定した訓練または災害時の対応に関する研修の有無	食事提供に関する想定訓練の実施, 給食業務職員の訓練の実施, 災害対策研修受講状況
災害時の対応に関する連携または協定の有無	他給食施設との連携, 他施設との非常時連携体制, 非常災害時の物資調達ルートの確保, 協定
非常用備蓄の有無	非常災害時用備蓄品, 非常用食糧等の備蓄, 非常食の備蓄, 食品の備蓄
災害時の献立の有無	非常用食糧等の献立, 非常時用献立

*実際の栄養管理状況報告書に記載されていた項目を例として区分ごとに示した。

表2 栄養管理状況報告書における災害時の対応に関する大項目*の記載数

記載項目数	自治体数(n=157)	
	n	%
0	13	8.3
1	0	0.0
2	22	14.0
3	69	43.9
4	36	22.9
5	15	9.6
6	2	1.3
計	157	100

*表1に示した6つの大項目(災害時の対応マニュアルの有無、災害時の連絡体制の有無、災害を想定した訓練の有無または災害時の対応に関する研修の有無、災害時の対応に関する連携または協定の有無、非常用備蓄の有無、災害時の献立の有無)

表3 大項目および大項目に関連する小項目の記載状況

	大項目の記載の有無			小項目の記載の有無			小項目の実際の項目例
	有	無	計	有	無	計	
災害時の対応マニュアルの有無	n	134	10	144	30	104	134
	%	93.1	6.9	100.0	22.4	77.6	100.0
災害時の連絡体制の有無	n	14	130	144	0	14	14
	%	9.7	90.3	100.0	0.0	100.0	100.0
災害を想定した訓練または災害時の対応に関する研修の有無	n	15	129	144	6	9	15
	%	10.4	89.6	100.0	40.0	60.0	100.0
災害時の対応に関する連携または協定の有無	n	93	51	144	18	75	93
	%	64.6	35.4	100.0	19.4	80.6	100.0
非常用備蓄の有無	n	143	1	144	110	33	143
	%	99.3	0.7	100.0	76.9	23.1	100.0
災害時の献立の有無	n	83	61	144	19	64	83
	%	57.6	42.4	100.0	22.9	77.1	100.0

表3 大項目および大項目に関連する小項目の記載状況

	大項目 (n=144)						小項目 (n=144)					
	災害救助法の適用の有無*						災害救助法の適用の有無*					
	有 (n=105)		無 (n=39)		p**		有 (n=105)		無 (n=39)		p**	
災害時の対応マニュアルの有無	n	%	n	%	1.000		n	%	n	%	0.17	
	有	98	93.3	36	92.3		19	19.4	11	30.6		
災害時の連絡体制の有無	無	7	6.7	3	7.7	0.352	79	80.6	25	69.4	-	
	有	12	11.4	2	5.1		0	0.0	0	0.0		
災害を想定した訓練または災害時の対応に関する研修の有無	無	93	88.6	37	94.9	0.235	12	100.0	2	100.0	1.000	
	有	9	8.6	6	15.4		4	44.4	2	33.3		
災害時の対応に関する連携または協定の有無	無	96	91.4	33	84.6	<0.01	5	55.6	4	66.7	0.31	
	有	76	72.4	17	43.6		13	17.1	5	29.4		
非常用備蓄の有無	無	29	27.6	22	56.4	1.000	63	82.9	12	70.6	<0.01	
	有	104	99.0	39	100.0		74	71.2	36	92.3		
災害時の献立の有無	無	1	1.0	0	0.0	0.086	30	28.8	3	7.7	0.65	
	有	56	53.3	27	69.2		12	21.4	7	25.9		
	無	49	46.7	12	30.8		44	78.6	20	74.1		
	有											

*「災害救助法の適用の有無」は、対象期間を平成23年3月11日から令和4年3月31日までとし、適用「有」と適用「無」の2群に分類した。

** χ^2 検定を用いた。期待度数5未満のセルが20%以上あった場合には、Fisherの正確確率検定による結果を採用し、有意水準は5%(両側検定)とした。

4. 考 察

栄養管理状況報告書において、災害時対応に関する項目の記載が「有」の自治体は91.7%とほとんどの自治体の栄養管理状況報告書に災害時対応に関する項目が記載されていた。また、災害時の対応に関する大項目のうち「非常用備蓄の有無」(99.3%)と「災害時の対応マニュアルの有無」(93.1%)の2項目は、ほとんどの自治体が項目としていた。特定給食施設は、災害時にも食事を提供する必要がある、平常時の準備として、食品や水の備蓄や、給食提供のための対応を示したマニュアルの整備が重視されていた。なお、静岡県浜松市の特定給食施設

を対象とした先行研究では、マニュアルの整備「有」の施設は全体で46.4%、通所型・入所型別では通所型で24.1%、入所型で69.4%であった⁹⁾。新潟県の病院・高齢者施設を対象とした先行研究では、マニュアルの整備「有」の施設は88.8%で、「検討中」と回答した施設は8.3%あり、このうちのほとんどは病床(入居者)数が100床(人)未満の比較的小規模の施設となっていた¹⁰⁾。また、備蓄食品「有」の施設は98.0%で、ほとんどの施設で備蓄されていた一方で、「検討中」と回答した施設は入居者数が100人未満の高齢者施設であった¹⁰⁾。大分県内の給食施設を対象とした先行研究では、ほとんどの施設にお

いて、マニュアルの整備、備蓄がされていたが、備蓄については、最も多い病院および老人福祉施設で97%、最も少ない児童福祉施設で75%と違いがみられた¹¹⁾。以上のことから、施設の種類によってマニュアルや備蓄の状況に違いがみられるため、施設種類別や施設規模別に対応が不十分な施設を把握し、特定給食施設に対する個別指導や研修会等で、それぞれの施設の状況に合わせた支援を行うことが必要だと考える。

一方、最も記載が少なかった項目は「災害時の連絡体制の有無」で9.7%、次いで「災害を想定した訓練または災害時の対応に関する研修の有無」で10.4%であった。先行研究では、東日本大震災後の仙台市認可保育所における給食提供の実態について、マニュアルを作成していた施設のうちマニュアルを概ね実行できた施設は37.7%であった¹²⁾。ことから、マニュアルの作成だけでなく、実行できるかどうか訓練を行い、検証することが重要であると考えられる。実際の訓練の実施状況について、大分県内の給食施設を対象とした先行研究では、災害を想定した給食提供訓練を「行っていない」と回答した施設が最も多く、71%であった¹¹⁾。保育所を対象とした先行研究では、東日本大震災以前は訓練が実施されていなかったが、震災後、子どもに保育所で備蓄食品を食べさせる訓練、ライフライン途絶を想定した大量調理の訓練が必要であることが今後の課題として示唆された¹³⁾。以上のことから、特定給食施設に対する指導や研修会等を通して、訓練や研修の必要性を伝え、実施を促す支援をしていくことが必要である。

災害救助法の適用別との比較結果からも、災害救助法が適用されたことのある自治体は、適用されたことのない自治体と比べ、「災害時の対応に関する連携または協定の有無」を項目に記載している自治体が有意に多かった。これは被災経験に基づき、必要性を感じている自治体が多いことが考えられる。

さらに、自治体の地域防災計画・ガイドライン・マニュアル等に「特定給食施設等への支援」が示されているかということも、記載状況に違いがみられる要因として考えられる。全国の自治体を対象とした先行研究では、地域防災計画・ガイドライン・マニュアル等に「特定給食施設等への支援」が示されている自治体は全体の7.3%であった⁷⁾。ことから、災害対策として「特定給食施設等への支援」を位置づけている自治体は現状では少ないと言える。今後は、厚生労働省の通知²⁾をはじめとし、介護施設等の業務継続計画(BCP)の策定を踏まえ、自治体としても地域防災計画または災害時の栄養・食生活支援マニュアル等に特定給食施設における災害時の対応支援に関する業務を、行政管理栄養士の業務として位置付けていくことが望ましい。

栄養管理状況報告書の作成は、施設にとって給食施設における栄養管理状況を把握し、課題、問題点を発見することにつながるため、災害時対応に関する項目を設けることは、給食施設の災害時対応に意識を向ける機会になると考えられる。巡回指導で確認できる施設数は限られるため、栄養管理状況報告書を活用して把握し、多くの施設で課題となっている事項について研修会等で取りあげることで、効率的に多くの給食施設の災害時対応をすすめることが可能になると考えられる。

5. 謝 辞

本研究にあたり、栄養管理状況報告書のデータを引用させていただいた自治体に感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 小暮真奈, 遠又靖丈, 周婉婷ら: 非常食対応マニュアルと給食提供の早期再開との関連ー東日本大震災後における仙台市認可保育所の調査ー, 栄養学雑誌, vol. 72, no. 2, p. 84-92, 2014.
- 2) 厚生労働省: 特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000637208.pdf>, 2022年3月19日.
- 3) 久保彰子, 大原直子, 嶋硝岩政樹ら: 全国市区町村の大規模災害における栄養・食生活支援活動に係る準備状況と行政管理栄養士等の関わりの状況について, 日本公衆衛生雑誌, vol. 67, no. 5, p. 344-355, 2020.
- 4) 厚生労働省: 令和3年度介護報酬改定における改定事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000768899.pdf>, 2023年3月19日.
- 5) 厚生労働省: 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>, 2023年3月19日.
- 6) 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 課題2「感染症等発生時の児童福祉施設における業務継続の在り方に関する調査研究」. “児童福祉施設における業務継続ガイドライン”. デロイト トーマツ. 2022年3月31日.
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/public-sector/articles/gv/zidoufukushishisetsu.html>, 2023年3月19日.
- 7) 山田佳奈実, 須藤紀子, 笠岡(坪山)宣代ら: 災害時の栄養・食生活支援に対する自治体の準備状況等に関する全国調査ー地域防災計画と備蓄についてー, 日本栄養士雑誌, vol. 58, no. 58, p. 517-526, 2015.
- 8) 内閣府: 災害救助法の適用状況
https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyuu.html, 2023年3月19日.
- 9) 千葉昌樹: 保健所における特定給食施設の災害対策の現状. 名寄市立大学紀要. vol. 9, p. 107-115, 2015.
- 10) 田村朝子, 阿部若奈, 中野千寿子ら: 新潟県の病院・高齢者施設における災害時用非常食・備蓄食の準備状況に関する調査, 人間生活学研究. no. 6, p. 1-12, 2015.
- 11) 浅田憲彦, 米森隼人, 吉田香ら: 大分県内の給食施設における災害時の給食提供に対する備えの状況について, 別府大学紀要, no. 58, p. 89-103, 2017.
- 12) 小暮真奈, 佐々木公子, 佐藤佳子ら: 東日本大震災後の仙台市認可保育所における給食提供の実態ーフェーズ1からの推移ー, 栄養学雑誌, vol. 71, no. 6, p. 357-366, 2013.
- 13) 網谷有希子, 須藤紀子, 笠岡(坪山)宣代ら: 首都圏B市における東日本大震災を踏まえた保育所の食事に関する災害対策の再構築, 日本栄養士会雑誌. vol. 57, no. 3, p. 28-36, 2014.

